

発議案第1号

専決事項の指定について

上記議案を別紙のとおり、君津市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年3月22日

提出者	君津市議会議員	小林喜久男
賛成者	同	奈良輪政五
	同	保坂好一
	同	松本裕次郎
	同	野上慎治

君津市議会議長 小倉靖幸様

提案理由

議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約に係る変更契約の締結について、一定の要件の下に、地方自治法第180条第1項の規定による議会が指定する市長において専決処分することができる事項とするため、専決事項の指定について（昭和56年6月19日議決）を変更しようとするものである。

専決事項の指定について

専決事項の指定について（昭和56年6月19日議決）を次のとおり変更する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については市長において専決処分することができるものとする。

- 1 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、その総額が100万円以下のものに関する事。
- 2 市が当事者である和解又は調停で、その総額が100万円以下のものに関する事。
- 3 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約に係る変更契約で、その変更額が10分の1以内（3,000万円を超えない場合に限る。）のものに関する事。